

## 承継(名義変更)の手続きについて

墓所の使用名義人が死亡された場合、使用名義人に代わって祭祀を主宰される方にこれを承継していただくことになっております。

手続きの方法は下記のとおりです。なお、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

### 記

#### 1. 提出書類

- |                      |   |                   |
|----------------------|---|-------------------|
| (1) 「大阪北摂霊園 使用承継申請書」 | } | 別紙 (最終頁に記入例があります) |
| (2) 「承継関係説明図」        |   |                   |
| (3) 「同意書」            |   |                   |
| (4) 「誓約書」            |   |                   |

#### 2. 添付書類

- (1) 「大阪北摂霊園 使用許可証」(紛失の際は、承継者による再交付申請の手続きが必要です)
- (2) 「印鑑登録証明書」及び「住民票(本籍地記載のもの)」・・・・・・【承継者】
- (3) 「印鑑登録証明書」・・・・・・【同意者全員】

※「印鑑登録証明書」「住民票」は3ヵ月以内に取得したもの

#### 3. 手数料

1,100円 (郵送の場合は、郵便小為替でお願いします)

#### 4. その他手続き上の留意事項

- (1) 「使用承継申請書」「同意書」「誓約書」に押印される印鑑は、印鑑登録証明書の印鑑(実印)をご使用ください。
- (2) 郵送による手続きの場合は、300円分の返信用切手を同封願います。  
(特定記録郵便にて霊園使用許可証を返送します)

本件に関するお問い合わせ、申請手続きは下記へ

一般財団法人 大阪府タウン管理財団 千里事業本部

<大阪北摂霊園事務所>

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日も営業、ただし年末年始を除きます)

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山235

TEL 072-739-0291~2

<霊園管理課>

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休業)

〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地

ディオス北千里1番館(千里北センタービル)3階 【阪急北千里駅前】

TEL 06-6871-0577

## 大阪北摂霊園 使用承継申請書

年 月 日

一般財団法人大阪府タウン管理財団 理事長 様

承継者 本籍地 \_\_\_\_\_ 都・道・府・県

〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

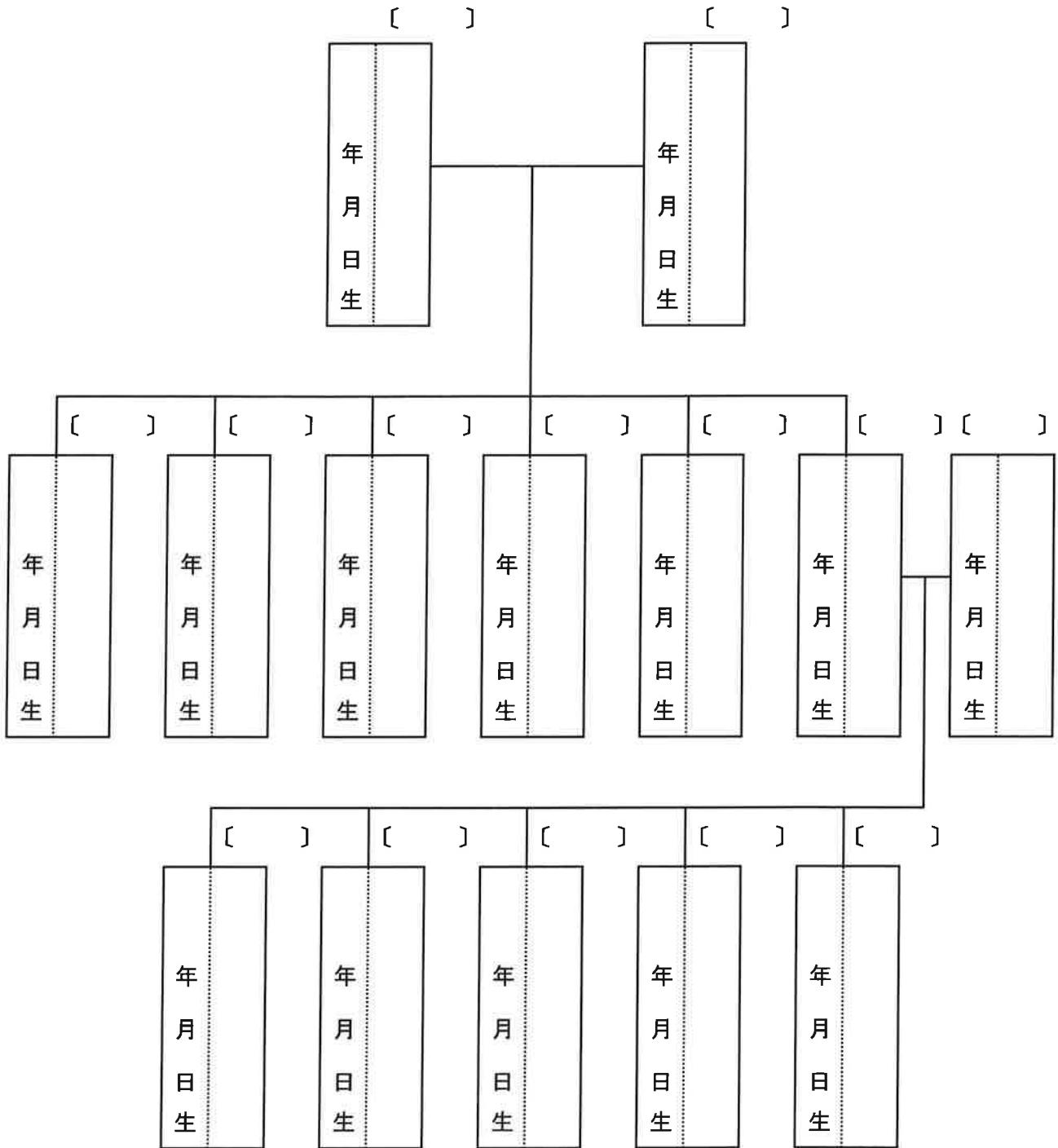
自宅以外  
の連絡先 住 所 \_\_\_\_\_  
連絡先名 \_\_\_\_\_

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

次のとおり大阪北摂霊園の使用権を承継したいので申請します。

使用許可年月日	年 月 日
使用場所	一般墓所・芝生墓所・階段墓所
	区 番 列 号
	面積 m <sup>2</sup>
現使用者	
承継理由	

# 承継関係説明図



(注) 枠には、お名前・生年月日を記入してください。

[ ]内は、家族の続柄を記入してください。

現使用者……青枠で囲む。

承継者(新使用者)……赤枠で囲む。

※すでに死亡されている方のお名前も記載してください。

その際は名前枠下部に死亡年月日の記載をお願いいたします。

年 月 日

一般財団法人大阪府タウン管理財団 理事長 様

## 同 意 書

前 名 義 人

承 継 者

同 意 代 表 者

私たちは、大阪北摂霊園内に所在する 名義の墓地について、  
名義人が平成 年 月 日 のため、名義人の にあたる  
に名義変更を行うことについて、次のとおり相続人ならびに  
関係人の記名押印をもって異議なく同意します。

### 【 同 意 者 】

住 所  
氏 名

⑩ (実印)

TEL ( )

住 所  
氏 名

⑩ (実印)

TEL ( )

住 所  
氏 名

⑩ (実印)

TEL ( )

住 所  
氏 名

⑩ (実印)

TEL ( )

住 所  
氏 名

⑩ (実印)

TEL ( )

年 月 日

一般財団法人大阪府タウン管理財団 理事長 様

## 誓 約 書

今般、  
名義の墓地を  
に  
名義変更することについて、変更許可後は、一切異議の申し立ては行いません。

なお、万一他の親族からこの名義変更許可について異議の申し立てがあった場合は、  
当方において一切責任をもって処理し、貴財団に対して絶対にご迷惑をおかけしない  
とともに、紛争の結果、貴財団において必要と認められる場合は、変更許可または、  
霊園使用許可の取り消しを受けましてもなんら異存はありません。

【 同意代表者 】 ..... ⑩ (実印)

【 承 継 者 】 ..... ⑩ (実印)